

産業建設常任委員会記録

令和4年2月28日

【開催日】 令和4年2月28日

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午前9時～午後2時25分

【出席委員】

委員長	藤岡修美	副委員長	中岡英二
委員	恒松恵子	委員	中島好人
委員	中村博行	委員	森山喜久
委員	矢田松夫		

【欠席委員】 なし

【委員外出席議員等】

議長	高松秀樹	紹介議員	宮本政志
紹介議員	福田勝政		

【執行部出席者】

副市長	古川博三		
水道事業管理者	今本史郎	水道局副局長兼総務課長	原田健治
水道局次長兼業務課長	伊藤清貴	水道局次長兼浄水課長	西山洋治
水道局総務課課長補佐	久坂亮治	水道局総務課主査兼財政係長	渡邊亮治
水道局業務課主幹	岡秀昭	水道局業務課主幹	飯田栄二
水道局工事管理課長	江本浩章	水道局工事管理課技監	藤山靖夫
水道局施設維持課長	伊東修一	水道局施設維持課主幹	平野宏明
経済部長	河口修司	公営競技事務所長	桶谷一博
公営競技事務所次長	木村清次郎	公営競技事務所主幹	大下賢二
建設部長	河田誠	建設部次長兼都市計画課長	高橋雅彦
都市計画課主査兼都市整備係長	藤本英樹	都市計画課管理緑地係長	森山まゆみ
下水道課長	藤岡富士雄	下水道課課長補佐兼計画係長	熊川整
下水道課主査兼管理係長	中村扶実子		

【参考人出席者】

参考人	伊藤幸治	参考人	藤本賢揮
-----	------	-----	------

参考人	藤 村 安 彦		
-----	---------	--	--

【事務局出席者】

事務局長	尾 山 邦 彦	庶務調査係書記	岡 田 靖 仁
------	---------	---------	---------

【審査内容】

- 1 議案第6号 令和3年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第4回）について（公営）
- 2 議案第8号 令和3年度山陽小野田市水道事業会計補正予算（第1回）について（水道）
- 3 議案第9号 令和3年度山陽小野田市工業用水道事業会計補正予算（第1回）について（水道）
- 4 議案第2号 令和3年度山陽小野田市駐車場事業特別会計補正予算（第2回）について（都市）
- 5 議案第10号 令和3年度山陽小野田市下水道事業会計補正予算（第3回）について（下水）
- 6 請願第1号 鉱害被害者救済に関する意見書の提出を求める請願書について
- 7 シルバー人材センターに対する支援（インボイス制度の取扱い）について
意見書の提出を求める陳情書について

午前9時 開会

藤岡修美委員長 ただいまから産業建設常任委員会を開催いたします。本日の審査日程はお手元の資料のとおりです。それでは審査番号1番、議案第6号令和3年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第4回）について、執行部の説明を求めます。

桶谷公営競技事務所長 議案第6号令和3年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第4回）について御説明します。今回の補正は、

決算を見込んで重勝式の発売収入とミッドナイトレースの発売収入等及び連動する関連経費を調整するとともに、人事院勧告を反映した人件費の調整を行うものです。最初に予算書の1ページを御覧ください。歳入歳出とも3億5,721万円を追加し、予算総額を233億9,868万1,000円とするものです。最初に歳入から御説明します。5、6ページを御覧ください。1款競走事業費、1項総務管理費、1目入場料収入は、スタンド4階にある特別席の入場料収入を270万円減額しています。この特別席は構造上十分な換気ができないことから、新型コロナウイルス感染症の対策として閉鎖しているものです。この間、関係者と協議を重ねて、再開に向けて模索していましたが、感染力の強いオミクロン株の感染拡大を受けて、しばらくは閉鎖を続けていこうと考えています。続きまして、2目勝車投票券発売収入は重勝式「当たるんです」とミッドナイトレースの発売収入を調整して3億5,991万円増額しています。内訳ですが、重勝式「当たるんです」が7億876万円の減額、ミッドナイトレースが10億6,867万円の増額を見込んでいます。この補正額につきましては、これまでの発売実績額等を勘案するとともに、今後のレース日程等も考慮して計上しています。まず、重勝式「当たるんです」につきましては、会員数は順調に増加しているものの、売上げが伸び悩み、減額を見込んでいます。なお、重勝式「当たるんです」の会員数は、令和4年1月末で235,409人となっています。一方、ミッドナイトレースですが、これまで、積雪と凍結のおそれのため1日中止としましたが、順調に売上げを伸ばしています。引き続き、山陽場での特色あるレースの実施し、お客様の当たりやすきの観点等から6車立のレースを継続していこうと考えています。続きまして、歳出について御説明します。7、8ページを御覧ください。1款競走事業費、1項総務管理費、1目一般管理費は人事院勧告を反映した人件費の調整で、3節職員手当等と4節共済費で38万8,000円の減額としています。続きまして24節積立金は後ほど御説明します。続きまして、中段、2項事業費は、歳入の重勝式「当たるんです」とミッドナイトレース発売収入の補正に連動して各予算を調整するものです。まず、1目事

業費、12節委託料について上から御説明します。発売業務委託料8,661万円の減額は重勝式「当たるんです」の発売委託先である株式会社JPFへの委託料を減額するものです。続きまして、照明設備運用業務委託料3,805万9,000円の増額は一般財団法人オートレース振興協会に支払うものです。続きまして、インターネット投票業務委託料1億8,500万9,000円は民間ポータルサイト4社に支払う委託料になります。続きまして18節負担金、補助及び交付金は義務的経費であるJKA交付金を1,457万6,000円、開催場負担金を718万7,000円それぞれ増額しています。開催場負担金は、山陽場以外で開催されるレースを重勝式「当たるんです」の対象レースとする場合に当該場に負担金を支払うものです。続きまして、特別拠出金は、重勝式「当たるんです」の発売に際して業界決定に基づき全国小型自動車競走施行者協議会へ拠出するもので6,591万4,000円の減額となります。続きまして、義務的経費となる3目勝車投票券払戻金は2億5,193万7,000円増額しています。内訳は重勝式「当たるんです」が4億9,613万2,000円の減額、ミッドナイトレースが7億4,806万9,000円の増額となります。続きまして、3款予備費、1項予備費、1目予備費は1,035万4,000円増額しています。これは、先の12月議会第3回の人件費補正において予備費を減額して調整しましたので、今回の補正において、補正後の予算額を当初の2,000万円に戻すために増額するものです。最後に24節積立金は、この度の補正により生じた純利益を調整して、山陽小型自動車競走場施設改善基金積立金を300万円増額しています。これにより今年度末の予算上の残高見込みは11億3,255万5,000円となります。続きまして、お配りしている資料の説明に移ります。こちらの資料は、今回の補正後の予算をその性質により大きく4つにグループ分けして、それぞれの収支を仕分けた表になります。今回の補正により金額が変更となる項目は表の左端に米印を付した箇所になります。1、開催に係る収支では入場料収入を減額しています。続きまして2、開催以外に係る収支では固有経費である人件費を減額しています。続きまして3、重勝

式に係る収支が今回の補正の主たるもので、ほとんどの項目が変更となっています。続きまして4、ミッドナイトレースに係る収支も今回の補正の主たるもので、多くの項目が変更になっています。最後に、今回の補正後の実質収支改善額は表の一番下、(E+F)の部分で、4億5,905万6,000円となります。これは第3回の補正後と比較して1,335万4,000円収支が改善されたこととなります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

藤岡修美委員長 執行部からの説明が終わりましたので、委員からの質疑を求めます。

森山喜久委員 予算総額233億9,868万1,000円ということですが、資料の小型会計歳入歳出合計は222億円となっています。これらの違いを説明してください。

桶谷公営競技事務所長 資料の補正予算額は、分かりやすいように従来からの繰上充用額の予算額を除いた数字で作っております。

矢田松夫委員 8ページ、山陽小型自動車競走場施設改善基金積立金300万円についての出入りはどうなっていますか。自転車操業に見えるんですが、どうでしょうか。

桶谷公営競技事務所長 施設改善基金ですが、今年度の予算において繰入れをする予定はありません。剰余金が出た場合に積み立てることとしております。

中島好人委員 重勝式「当たるんです」が7億円減で、ミッドナイトレースが10億円増という報告がありましたが、なぜそうなったのかを分析していますか。

桶谷公営競技事務所長 まず、減額となる重勝式「当たるんです」については、これまでかなりの伸び率で毎年売上げを伸ばしていますが、それが一息付いたという印象を持っております。加えて、最近の傾向としては、大きい配当金額のものより、配当金は少ないが当たる確率が高い6車立レースが選ばれる傾向があります。一方、山陽オートレース場では特色あるレースを行うために、ミッドナイトレースは6車立てのレースを実施しております。6車立てのミッドナイトレースが2月、3月に集中しており、6車立てのレースが少なかったときにお客様が離れたという傾向もあると分析しております。一方、増額となったミッドナイトレースですが、おかげさまで順調に売上げを伸ばしてきているところです。ミッドナイトレースは、令和元年度から本格実施を始めて、令和2年度の1日当たりの平均売上げは1億1,100万円でした。それから、令和3年度に1日当たりの平均売上げは、多いときには1億3,000万円を超えるときもあります。特に2月、3月につきましては、レース日程の編成上かなりの日程を組んでおりますので、この辺りも順調に伸びていくのではなかろうかという判断の下、補正予算では増額にしております。

矢田松夫委員 新型コロナウイルス感染拡大によって、本場開催が随分減少したと思うんですが、歳入の基になる入場者数が資料にありませんでした。入場者数と補正予算との間に因果関係はなかったんですか。

桶谷公営競技事務所長 確かに本場開催の入場者数は減少傾向です。しかし、売上げはミッドナイトレースも重勝式も含めて全て合算したものになりますので、その辺りの売上げに特化した見方での影響は出ていないと考えております。

矢田松夫委員 もうかる、もうからないではなく、収支の裏にある入場者数の推移の資料は出なかったんですか。結果として数字が上がればいいんですか。商売人だったらそれでいいでしょうけど。

桶谷公営競技事務所長　今回は資料としてお出ししておりません。

矢田松夫委員　今までの補正では出していましたね。決算じゃなくて、補正のときに出してはいましたね。それを今回は出さないのかと言うんです。

桶谷公営競技事務所長　本場の入場者数等につきましては、決算のときには資料を出していますが、補正予算の段階では出していないと思います。

中村博行委員　懸念していたことが出始めたと思います。重勝式「当たるんです」はずっと順調でしたが、頭打ちになったのではないかということですね。会員数が増えているので希望はあるんですが、その辺りが今後どう推移するかが非常に重要になってくると思うんです。今後、頭打ちになったことに対する対策を考えないといけないと思うんです。ミッドナイトレースが6車立で当たりやすいから売上げが伸びている。逆に重勝式「当たるんです」が頭打ちということです。重勝式「当たるんです」について、目新しい方策などがあれば教えてください。

桶谷公営競技事務所長　「当たるんです」につきましては、従来の7掛け式と違いまして、なかなかお客さんの資金がローリングしにくいという側面を持っております。そういった観点から、やはり広告に力を入れて、会員数を増やして、車券購入につなげていくのが一番の近道と思っております。そうした観点から、現在もいろいろな企業と広告連携を進めておりますので、今後ともそういった広告連携は積極的に続けていこうと思っております。

森山喜久委員　資料中に（F）、基金の増減額の合計額が示されていますが、これは「1、開催に係る収支」と「4、ミッドナイトレースに係る収支」中の施設改善基金積立金、財政調整基金積立金の合計額ということですか。

大下公営競技事務所主幹 詳しい計算式を申しますと、2、開催以外に関わる収支の⑦財政調整基金繰入金375万1,000円が引き算になります。⑧の財政調整基金積立金の利子分1万8,000円と施設改善基金積立金の利子分8万1,000円は足し算になります。3、重勝式に係る収支の⑭、⑮の積立金が純益からの積立てですが、施設管理基金積立金が重勝式「当たるんです」については1億8,000万円、財政調整基金積立金については2,500万円です。4、ミッドナイトレースの収支も純益からの積立てですが、⑳施設改善基金積立金1億6,000万円と㉑財政調整基金積立金99万5,000円を足した合計がFの合計額になるという計算です。

中村博行委員 順調に以前作られた返済計画に推移していると考えていいですか。

桶谷公営競技事務所長 現在、そのように推移しております。

中島好人委員 歳出で委託金の増減がそれぞれありますが、その理由をお尋ねします。

大下公営競技事務所主幹 この度の補正で12節委託料は3つ挙げています。まず、発売業務委託料は重勝式「当たるんです」発売に関して株式会社JPFと契約しています。これは重勝式「当たるんです」の売上げに対する料率に応じて契約していますので、重勝式「当たるんです」は売上げを落としておりますので減額になります。2番目の照明設備運用業務委託料はミッドナイトレースに関して一般財団法人オートレース振興協会と契約しています。これはミッドナイトレースの売上げに対する料率で契約していますので、ミッドナイトレースは売上げが上がっていますので、増額になります。3番目のインターネット投票業務委託料については、ミッドナイトレースは無観客レースで売上げの90数%がオフィシャルや民間ポータルサイトからの投票によるものですが、4社の民間

ポータル会社と料率で契約していますので、ミッドナイトレースの売上げが上がれば、委託料も上がります。これらについては決算を見込んで増減しております。

中村博行委員 売上げに応じて増減というのは分かるんですが、照明設備委託料も売上げに連動した契約になっているんですか。

大下公営競技事務所主幹 照明設備運用委託料も料率に応じて契約しております。したがって、ミッドナイトレースの売上げが上がっておりますので増額しているということです。

藤岡修美委員長 18節中の特別拠出金は全国小型自動車競走施行者協議会に対して拠出するということですが、6,500万円程度減額になっている理由を説明してください。

大下公営競技事務所主幹 これは業界決定に係る事項で、重勝式「当たるんです」の売上げの9.3%を全国小型自動車競走施行者協議会に拠出金として支払っています。重勝式「当たるんです」の売上げを減額しておりますので、こちらも減額になります。

矢田松夫委員 本場の入場者数の減について、決算で言えばいいということではありません。予算を組むなら、現状はどうなっているんですか。コロナ禍ですいぶん被害があったと思います。巣籠り需要でインターネット投票の収入が増えたからいいというものではなく、どのくらい入場者数が少なくなったんですか。

大下公営競技事務所主幹 過去3年程度の数字を申します。本場の1日当たりの平均入場者数は平成30年度が1,331人、令和元年度が1,246人、令和2年度が740人、令和3年度が710人です。御指摘のとおり、本場の入場者数は減少傾向にあります。

中島好人委員 本会議場で質疑があった地域貢献についてお尋ねします。

桶谷公営競技事務所長 議場で御質問いただいたのは地域公益事業についてであったと記憶しています。令和3年度の地域公益事業は、社会福祉施設や文教施設を中心として14事業ほど計画しております。この事業につきましては、事業の優先度、緊急度をふかんに評価しており、企画サイドで事業を決定して進めているという状況です。令和3年度につきましては14事業で予算額1,700万円で事業を進めていき、今回の補正で売上げが増額になりましたが、この時期に追加で地域公益事業を実施するのは困難であると思っております。

藤岡修美委員長 ほかに質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは質疑を打ち切ります。討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。それでは、議案第6号令和3年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第4回）について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

藤岡修美委員長 全員賛成で可決とします。それでは5分間休憩します。

午前9時35分 休憩

（都市計画課職員入室、公営競技事務所職員退室）

午前9時40分 再開

藤岡修美委員長 それでは、引き続き審査に入ります。議案第2号令和3年度山陽小野田市駐車場事業特別会計補正予算（第2回）について、執行部

の説明を求めます。

高橋建設部次長兼都市計画課長 それでは議案第2号令和3年度山陽小野田市
駐車場事業特別会計補正予算（第2回）について御説明します。事前
にお配りしているA3横の参考資料中のR3（3月補正）欄も併せて御覧
ください。まず、歳入について御説明します。補正予算書の5、6ペ
ージをお開きください。1款使用料及び手数料、1項使用料、1目駐
車場使用料247万3,000円を増額補正し、補正後の額を1,012万7,
000円とするものです。1節駐車場使用料は、通常使用の駐車場使
用料を140万円増額補正し、定期駐車券使用料を100万円増額補正し、
プリペイドカード使用料を7万3,000円増額補正しております。次
に、歳出について御説明します。2款予備費、1項予備費、1目予備費、
28節予備費247万3,000円の増額は歳入の駐車場使用料247
万3,000円の増額に伴うものです。補正予算書2ページをお開き
ください。歳入、歳出ともに、補正前の2,960万9,000円に対し、
247万3,000円の増額補正となり、合計金額は3,208万2,
000円となります。事前にお配りしております、A4縦の「厚狭駅南
口駐車場の利用状況について」の資料を御覧ください。令和4年1月
末までの10か月の実績ですが、駐車枠190台に対する稼働率は52%、
駐車場使用料は941万4,180円となっております。駐車場使用料
については、新型コロナウイルスの影響を大きく受けました令和2年
度と比較しまして、対前年度比で131.8%となっております。少
しではありますが回復基調にあります。御審査のほど、よろしくお願
いいたします。

藤岡修美委員長 執行部の説明が終わりましたので、委員の質疑を求めます。

森山喜久委員 厚狭駅南口駐車場の利用状況の資料について質問します。令和
3年度1月31日までの実績から、定期駐車券を100万円、プリペ
イドカードを7万3,000円増額したのは分かるんですが、駐車料金は

140万円の増額、もともとの予算600万円に対して740万円になるということで抑え目に感じました。この計算式等が分かれば教えてください。

高橋建設部次長兼都市計画課長 この度の補正は決算を見込んだ数字で、今年度は10か月しか経過しておりませんので、これは実績を基に算出した概算金額です。

恒松恵子委員 資料の利用状況について、利用台数がおよそ令和元年度の3分の2ですが、駐車料金は約半分になっています。例えば、短時間駐車が増えた、単価が下がったなどの分析はされていますか。

高橋建設部次長兼都市計画課長 利用状況につきましては、1台当たりどのぐらいの時間使われているかのデータを取っておりまして、短時間の駐車が増えたということは分かっております。

中岡英二副委員長 駐車料金について、プリペイドカードは令和元年度に比べてかなり下がっているんです。一方で定期駐車券が順調に増えていっているんですが、何か原因があるんですか。

高橋建設部次長兼都市計画課長 定期駐車券の利用者はここ数年だけでなく、随分前から年々増えています。特別これといった理由はないんですが、定期駐車券を利用される方の住所を見ますと、例えば、下関市、美祢市など近隣市町の利用者が多いので、新幹線を使って近県に行かれる方が多いのではないかと分析しています。

藤岡修美委員長 ほかに質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）質疑を打ち切ります。討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。それでは議案第2号令和3年度山陽小野田市駐車場事業特別会計補正予算（第2回）について賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

藤岡修美委員長 全員賛成で可決します。それでは、10分休憩して10時から再開します。

午前9時50分 休憩

(水道局職員入室、都市計画課職員退室)

午前10時 再開

藤岡修美委員長 それでは引き続き審査に入ります。議案第8号令和3年度山陽小野田市水道事業会計補正予算(第1回)について執行部の説明を求めます。

今本水道事業管理者 それでは、議案第8号令和3年度山陽小野田市水道事業会計補正予算(第1回)の概要について御説明します。今回の補正は、収入面では給水収益、支出面では建設改良費、そのほか諸経費について、決算を見込み、調整しております。補正予算書1ページから御説明します。第2条は業務の予定量について年間有収水量等を補正しております。第3条の収益的収入ですが、給水収益は、合併以後過去最低となった昨年度から一部回復傾向も見られるため、有収水量とともに上方修正しております。収入合計は15億1,444万4,000円となり、2,730万4,000円の増額補正となっております。支出につきましては、人件費をはじめ、そのほかの費目についても決算見込みに応じ減額し、支出合計は13億6,126万4,000円となり、1,414万1,000円の減額補正となっております。この結果、税処理後の当年度純利益は1億987万9,000円の見込みとなっております。次に、補正予算書2ページの第4条資本的収入及び支出について御説明します。

下段支出の建設改良費について、工事の延期や入札減等により減額しており、支出総額は9億5,125万2,000円となっております。これら工事の原資となる収入につきましては、合計で3億7,514万5,000円となっております、企業債、長期前受金を減額としたことで2,327万6,000円の減額補正となっております。結果、資本的収支で生じた差引不足額については、第4条本文のとおり、損益勘定留保資金だけでは足りませんので、積立金を1億2,669万5,000円取り崩して補填する予定としております。第5条は、起債の限度額を補正しております。第6条は、流用禁止経費として職員給与費の減額補正を明記しております。第7条は一般会計補助金の補正となっております。そのほか詳細につきましては、副局長から説明させます。

原田水道局副局長兼総務課長 それでは、当初予算との増減比較で御説明します。まず、補正予算書17ページを御覧ください。また、資料としてお配りしていますB4の資料の1ページを並べて御参照ください。まず、有収水量・給水収益につきましては、令和2年度決算においては、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、企業の使用が多い中、大口径が軒並み減少となりましたが、今年度につきましては一部回復傾向を見せているため、先ほどに管理者の説明にありましたとおり、当初予算を上方修正し、補正予算書17ページの上から3段目に記載のとおり、14億1,122万9,000円としております。しかし、令和2年度決算値と比較しますと、補正後の税抜給水収益は99.2%となり、1,028万円の減収見込みとなっております。今後も有収水量・給水収益の減少傾向は継続するものと予想しております。そのほか、上水道営業収益では、上から5段目の受託工事収益が皆減となっておりますが、これは下水道工事に伴う給水管の移設工事が次年度に延期となったことによるものです。また、中段にあります上水道営業外収益中の他会計補助金につきましては、令和2年度に行いました簡易水道を上水道に統合する事業の借入金に対する利息補助金を一般会計から繰り入れるものでありますが、令和2年度の借入額及び利率が既に確定していますので、それを

反映し減額としております。これらの結果、収入の部につきましては既
決予定額から2,730万4,000円の増額補正となっております。
続きまして支出についてですが、B4の資料で支出の性質ごとにまとめ
ておりますので、資料の支出内訳の欄を御覧ください。今年度中途まで
の実績値等を参考に補正しております。この中より主な費用の補正につ
いて御説明します。まず、人件費につきましては、総額で減額補正とな
っていますが、主に退職給付費の減が要因となっております。これは退
職者3人に対する支給額そのものが減少したのではなく、支給に関する
その内訳としての引当金取崩額と退職給付費の増減となっております。
退職給付引当金の年度末所要額算定計算を見直したところ、引当金の取
り崩し額が増加したことにより退職給付費からの支出額が減額となっ
ております。次に委託料につきましては、主に、高尾配水池内の潜水土に
よる清掃委託業務が入札減により減額となっております。薬品費につ
きましては、近年、水源である厚東川ダム・宇部丸山ダムで発生するカビ
臭対策として投入する粉末活性炭の使用量増加が見込まれるため、増額
となっております。また、負担金につきましては、厚東川ダム関連事業
の負担金を県企業局に支払うのですが、当初予定の工事の不執行など
により事業費そのものが減額となり、対応する負担金が減少しました。受
託工事費につきましては、先ほど収入の部でも御説明しましたが、下水
道工事が次年度に延期となったため、その工事費に係る全額が減となっ
ております。そして、資産減耗費につきましては、今年度の実施工事の
進捗が定まり、決算見込値として算定した額が当初見込みを下回ったた
め減額しております。消費税につきましては、ただいま申し上げました
費目を中心に、費用全体として減額となったため、仕入控除対象の仮払
消費税も減少することから、消費税納付額は増額しております。また、
「その他」ですが、その中に含まれています他特別損失が500万円増
えております。この内容につきましては、補正予算書の6ページを御覧
ください。こちらに記載しておりますとおり、平成9年度に執行した調
査業務を建設仮勘定として資産計上しておりましたが、その後工事未着
手となり、今後着工の見込みもないことから、投資額の回収が見込めな

いため帳簿価額をゼロとする減損会計を行うことにより増額となっております。これらの結果、支出の部につきましては、既決予定額から1,414万1,000円の減額補正としております。税処理後の損益につきましては、補正予算書14ページの損益計算書を御覧ください。損益計算書の下から4行目、当年度純利益は1億987万9,000円を予定しております。なお、下から2行目のその他未処分利益剰余金変動額1億2,669万5,000円は後ほど御説明します資本的収支不足額の補填財源として使用する積立金取崩額の再掲額となっておりますので、ここでキャッシュは発生しておりません。続いて資本的収入及び支出について御説明します。補正予算書21ページを御覧ください。資本的収支における収入の部になります。建設投資の財源となります資本的収入は、総額3億7,514万5,000円となり、既決予定額から2,327万6,000円の減となっております。資本的収入が減少となった主な要因としましては、企業債及び工事負担金が挙げられますが、企業債につきましては、借入対象工事の延期及び事業費の減に伴う借入額の減となっております。また工事負担金収入につきましては、下水道関連の配水管移設工事の延期、消火栓改良工事の減により1,184万円ほど減少しております。補正予算書22ページを御覧ください。支出の部について御説明します。資本的支出のうち上から2段目の建設改良費につきましては、主に老朽化した配水管の更新工事に取り組んでいることから、配水施設費が支出の中心となっております。追加工事等により一部増額となったものもございしますが、工事の延期・入札減等が主な原因となり、上水道建設改良費は1,576万9,000円の減額補正となっております。補正後の予定額は5億6,011万9,000円となります。これらの建設改良費に下段にあります企業債償還金等を加えますと、資本的支出の総額は9億5,125万2,000円となり、既決予定額から1,781万7,000円の減額となっております。ここで資料2資本的収支の表を御覧ください。支出の欄の下に前年度繰越事業の支出額を掲載しております。支出総額に前年度の繰越事業費139万5,000円を加えた上で、資本的収支の資金不足額は5億7,750万2,

000円になります。表の下、欄外を御覧ください。資金不足額に対する補填財源は、損益勘定留保資金だけでは足りませんので、建設改良積立金1億2,669万5,000円を取り崩して対応します。次に、補正予算書10ページのキャッシュ・フロー計算書を御覧ください。3の財務活動によるキャッシュ・フローを御覧ください。企業債により新規で3億5,030万円を資金調達しながらも、下から3行目の資金増加額では会計外に現金が2,140万円ほど流出する予定となっております。ただし、これには未収金、未払金、引当金等の増減が加味されておりますので、これらを除けば一年間の事業活動を通じて、実質的には1,681万6,000円が会計外に流出することになります。以上の予算執行による結果が、補正予算書15、16ページの貸借対照表に表れております。右側16ページになります。資本の部、7項剰余金(2)記載の利益剰余金合計は、8億7,079万1,000円ですが、このうち当年度未処分利益剰余金には、注⑦の表記のとおり現金の裏付けのない利益、1億2,669万5,000円が含まれております。これを除いた額が内部留保資金となり、金額は7億4,409万6,000円となります。前年度決算との比較につきましては、キャッシュ・フローにおける説明のとおり1,681万円程度減少いたします。企業債残高につきましては、16ページ負債の部を御覧ください。未償還残高は、3、固定負債(1)企業債と4、流動負債(1)企業債の合算となりますが、前年度決算から2,083万3,000円減少し、47億9,778万6,000円になっております。これは、令和3年度における1年間の給水収益見込額の374%に相当します。水道は借金体質の財政運営が制度上予定されてはいますが、令和2年度における同規模事業体の全国平均が323%であることから、当市の企業債残高の割合は依然として高水準となります。御審査のほど、よろしくお願いいたします。

藤岡修美委員長 執行部の説明が終わりました。ここで委員の質疑を求めます。ページを追っていきましょう。補正予算書の1、2ページから行きます。

矢田松夫委員 上水道の営業収益については状況が上向いたということですか。特に飲食業界なんかは壊滅状態で、店を閉めるから水を使わなくなったんだけど、そういう見込みはあるんですか。

伊藤水道局次長兼業務課長 コロナに関する現状を申し上げますと、飲食業界はかなり厳しい状況にあります。ただ、飲食関係でも業種によって状況が違います。小さな食堂などではかなり落ち込みが激しい状況ですが、お弁当屋などは例年どおりという状況が続いております。あわせて、先ほど副局長から説明がありましたが、令和2年度と令和3年度の水の状況を御説明します。令和2年度は、合併以降かなり下がってきている状況の中、昨年1月に寒波の関係でかなりの漏水がありました。小口径の家庭用水については減免の対象としておりましたが、中口径、大口径については減免の対象としておりませんでした。これは以前御説明したとおりです。その関係等もあり、1月の時点で下がっていた有収水量が令和元年度に近づいたという状況です。ただ、令和3年度は下がってきている状況があると御認識いただきたいと思います。令和3年度当初予算につきましては、寒波の関係の増量分は差し引いて予算を立てますので、それからすると上向いた状況となっております。

中村博行委員 漏水の話が出ましたけど、今年度の有収率はどうなっていますか。

渡邊水道局総務課主査兼財政係長 有収率は有収水量を上方修正した関係もあり、結果として有収率が上がる設定になっております。数値としては86.8%ほど見込んでおるんですけども、決算値におけるその配水量との兼ね合いもありますので、あくまで見込みということで御認識いただきたいと思います。

中村博行委員 改善の方策などが毎回出ると思うんですけども、具体的に何かあれば教えてください。

原田水道局副局長兼総務課長 現在の有収水量の改善を行うということにつきましては、管路の漏水を少しでも防ぐことが一番の施策だろうと思っています。管路の漏水と言いましても、配水管、御家庭の給水管も含めてなんですけど、こういった漏水を減らしていくことは、地道な管路更新をやっていき、配水管と給水管を新しいものに取り替えていくことが最善策だろうと思っています。ただ、これをやるには、平成28年度に料金改定の議案を御提出しておりましたが、最低でも年間6億2,000万円の事業を行わないと、これを実行できないということですが、現在、大体5億円程度の事業費となっており、1億円程度低い状況で推移しており、どうしても管路更新が追いついていないというところがあります。そういう状況ですので、できる財源の範囲で事業をしっかりとやっていきたいと思っていますけど、なかなか予定どおりには進んでいないという状況もありまして、漏水が多い管路など優先順位を付けながら、できるだけ効果のある方向で更新事業をやっていきたいと考えております。

中島好人委員 建設改良費積立金を1億2,600万円ほど補填する形なんですけど、この積立金の総額と取崩しの条件があるのかお尋ねします。

渡邊水道局総務課主査兼財政係長 補正予算書16ページを御覧ください。積立金の総額ですけど、16ページの7、剰余金(2)、利益剰余金合計に積立金、減債積立金、建設改良積立金、水源涵養整備積立金かんようがあります。まだ未処分ですが、当年度未処分利益剰余金等もあります。こちらの合計額が8億7,079万1,000円と記載されております。このうち非現金、現金につきましては先ほど説明がありましたので割愛します。その上で取崩しの要件ですが、各積立金は目的別の積立金となっております。減債積立金は未償還企業債の償還に対しての積立金を取り崩すことになっており、建設改良積立金は建設改良事業費に用いた分に対しての補填と使用目的が定まっております。

矢田松生委員 建設改良費の減額は工事の延期や中止と説明されました。それは理由であって、この原因はあるんですか。

江本水道局工事管理課長 年度当初に予定された工事の関係があります。具体的に言いますと、ガスとの共同施工等があって、本年度水道工事をする予定だったんですが、同地区でガス工事を来年度施行したいという情報が入り、地元の交通への影響等も配慮して、来年度に施工する工事等がありました。そういった当初予定にあったものが延期になったものがあります。あとは入札減などだろうと思います。

藤岡修美委員長 次に3ページで質疑はありますか。

中島好人委員 一般会計から繰り出される条件をお尋ねします。

原田水道局副局長兼総務課長 一般会計から補助金として頂いている金額は予算書に記載しているとおりです。児童手当の負担金は水道局職員のものも一旦一般会計に入ってきますので、それを水道局職員に関係するものだけを改めて繰り出していただいている形です。その下の上水道統合事業者借入利息補助金と上水道統合事業出資金は、令和2年度に完成した簡易水道を上水道に統合したときの費用です。これは行政合併後市内に残っておりました2か所の簡易水道を令和2年度に上水道に統合し、そのときに掛かった事業費につきましては、もともと簡易水道事業は市の一般会計の事業だったということもありましたので、それに係る事業費を一般会計から繰り出していただくという形であり、これについては起債の償還額とその償還額の利息に相当するものを繰り出していただいているものです。

藤岡修美委員長 それでは5、6ページについて何かありますか。

中村博行委員 先ほど説明がありました5、減損損失に関する注記（3）について、建設が中止になって回収見込みがないということでしたが、その理由を教えてください。

原田水道局副局長兼総務課長 有帆配水池の建設調査と厚東水源池建設調査の費用は、合併前に事業として調査だけをしたものです。有帆配水池につきましては、有帆の菩提寺山に配水池を造ろうとして調査したんですが、標高的なもの、地形的なものがあって工事が難しいということがありました。それから、合併後に山陽地区に西見配水池等を造り、配水系統も非常に安定したので、この度計画の見直しをしたということです。それから、厚東水源地建設調査につきましては、厚東川沿いにある厚東水源池の取水及び送水施設を一旦全て更新しようとしたんですが、余りにも事業費が巨額になりましたので、今の水道事業会計の運営上そこまでやるのかということもあり、できるだけ現状の施設を維持する形でやろうということで、この度計画を見直したということです。

藤岡修美委員長 7、8ページで質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）
それでは9、10ページで質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）
それでは、11、12ページで質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）
13、14ページで質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）
15、16ページで質疑はありますか。

中村博行委員 企業債残高も自己資金も大きな変動はないと思うんですけども、このまま少しずつ目減りしていくということですか。やむを得ないとも思うんですけども、—建設改良費にも関わりがあると思うんで、新年度でやったほうがいいかな。これは今後、目減りしていく見込みと認識していいですか。

原田水道局副局長兼総務課長 企業債残高は令和2年度決算が48億1,800万で、この度が47億9,700万ということで、若干減らすことは

できました。しかし、給水収益に対する割合だけで見ますと、給水収益が減っておりますので、令和2年度決算では372.6%だったものがこの度の補正予算では374%に上がっているんです。そういう意味では何とか起債残高を減らすことはできたんですが、実質的な給水収益に対する割合は上がってしまっています。企業債残高を減らす努力はしておりますが、給水収益が減っていくことは企業努力による歯止めが困難なところもあり、総合計画の中でも数値が問題になりました。この数値を下げていくのがなかなか難しいと思っております。

藤岡修美委員長 では17ページ、収入関連で質疑してください。

中島好人委員 15ページに家庭の未収金がありますが、口座振込とか直接払うとか集金関係の割合はどうなっていますか。

伊藤水道局次長兼業務課長 山陽小野田市の場合には口座振替と納付書での払込みという二つの方法があり、割合的には口座振替が8割、納付書が2割で推移しております。納付書での払込みの場合はコンビニ収納を入れた関係でそちらの割合が約1割を占めております。ですから銀行、各支所、それから水道局へ直接の払込みが残りの約1割です。

中島好人委員 水道料が滞った場合に水道を止めたのは何件かありましたね。

伊藤水道局次長兼業務課長 山陽小野田市の場合には、6か月、要するに2か月に1回検針があり、3回分滞納した場合には、使用者とお話しして止めるようにしております。止める場合も問答無用で止めることはしておりません。何度も職員が足を運び、文書を出して、どうしても対応いただけないときには、ほかのお客様との平等性もありますので、申し訳ないですが最終的に止めるという事例はあります。

中島好人委員 そういうときには、福祉関係で利用者と直接関わる部署と連絡

を取り合うなども検討していただければと思います。

伊藤水道局次長兼業務課長 市の福祉部と社会福祉協議会にネットワークを持っております。何かあれば、福祉部にも相談します。それから社会福祉協議会にもお話しして、利用者に余り負担にならないように対応します。水は最後のとりでだと思っておりますので、水を止めたせいで利用者がお亡くなりになるということがないような体制を取るようしております。

藤岡修美委員長 それでは、18、19、20ページで質疑してください。

中村博行委員 薬品費で550万円の補正が出ています。厚東川等の水質に問題があったと説明がありましたが、これはこのぐらいの数字で推移していくんですか。あるいはこれからもっと掛かるのか、今までの状況からどう考えられるかをお答えください。

原田水道局副局長兼総務課長 薬品費につきましては、令和2年度にも厚東川ダムと宇部丸山ダムの水質が原因となっており、それによって発生するカビ臭の問題です。カビ臭を発生するプランクトンが近年増殖しており、その除去のために粉末活性炭を投入しております。あわせてPAC、いわゆる凝集剤も増量してしまっていますが、こういった関係で薬品費が増えてきており、この傾向はずっと続いております。今後もダムの水質悪化は改善されないと思っております。余り好ましいことではないですが、自然環境の問題なので状況に合わせて処理していくしかないだろうと考えております。

中島好人委員 6月頃から、高天原浄水場等で水質がうんぬんということで、活性炭を入れて、安全な水を家庭に送ると思うんですが、活性炭の量は具体的にどのくらい入れるんですか。

原田水道局副局長兼総務課長 2月現在で粉末活性炭を1日に10キログラム袋で24袋投入している状況です。カビ臭の基準は10ナノグラムパーリットルです。ダム水の2月10日の数値は10.56ナノグラムパーリットルということです。水質基準より若干高いぐらいですが、このぐらいになれば臭いに敏感な方はお分かりになりますので、これを抑えるために活性炭を投入した結果、水道水では1.98ナノグラムパーリットルになり、約5分の1に抑えられています。

矢田松夫委員 委託料の減額のうち排水費の減額は説明されましたが、それ以外の委託料の減額について御説明願います。

渡邊水道局総務課主査兼財政係長 18ページ、原水及び浄水費の委託料は草刈の委託です。当初予算では前年以前の上昇率を加味して多めに見込んでいたんですが、それほど上昇しなかったということで、37万円ほど減額しました。また、19ページ、総係費の委託料は32万8,000円減額で、職員の健康診断に係るものが12万3,000円減額となっています。人間ドックを受診する職員が増えたため、通常検診の受診者が減ったためです。また、令和3年度は新型コロナウイルスの影響により、水道展の開催を見送りましたので、その際に行う木工教室の委託料が13万2,000円減額となっています。

藤岡修美委員長 警備費について、警備はどこに入るんですか。

原田水道局副局長兼総務課長 機械警備は鴨庄浄水場で行っています。これは現地では交代勤務で運転管理しておらず、夜間は無人となる関係で機械警備を掛けています。これは原水及び浄水費の委託料に含まれています。また、水道局本局の守衛をシルバー人材センターにお願いしており、これは総係費の委託料に含まれています。

藤岡修美委員長 資料を含めて全般的に何か質疑はありますか。（「なし」と

呼ぶ者あり) それでは質疑を打ち切ります。討論はありますか。(「なし」と呼ぶ者あり) 討論なしと認めます。それでは、議案第8号令和3年度山陽小野田市水道事業会計補正予算第1回について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

藤岡修美委員長 全員賛成で可決とします。ここで換気のために5分休憩します。

午前10時50分 休憩

午前11時 再開

藤岡修美委員長 引き続き審査に入ります。議案第9号令和3年度山陽小野田市工業用水道事業会計補正予算(第1回)について、執行部の説明を求めます。

今本水道事業管理者 それでは、議案第9号令和3年度山陽小野田市工業用水道事業会計補正予算(第1回)の概要について御説明します。補正予算書では23ページ以降となります。今回の補正は、収入及び諸経費について、決算を見込んでの調整です。第3条収益的収支の収入ですが、総額で296万5,000円減額補正しております。支出につきましては、主に営業費用における動力費、負担金等を決算見込みに応じて減額し、総額で1,558万円の減額補正となっております。その結果、税処理後の当年度損益は、6,675万9,000円の利益を計上する見込みです。第4条の資本的支出についてですが、建設改良費を調整し、総額2,983万9,000円としております。差引収支不足額については、第4条本文のとおり補填する予定としています。第5条では流用禁止経費として、職員給与費の補正を記載しております。第6条は、一般会計

からの補助金の補正を記載しております。なお、詳細につきましては、副局長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

原田水道局副局長兼総務課長 それでは、補正予算書35ページ収益的収支から御説明します。お配りしておりますB4の資料2ページも併せて御覧ください。収入の部では、まず、営業収益における他会計負担金ですが、職員の会計間異動により、一般会計からの繰入れとなります児童手当が増額となったため増額しております。次に、営業外収益における雑収益を310万円ほど減額しておりますが、減額となった主な理由としては、山口県企業局からの負担金収入約311万円が皆減になったことによります。これにつきましては、令和3年度当初予算編成の段階で山口県企業局からずい道点検に伴い、一定期間、西部石油への代替送水をしてほしいとの要望がなされ、それに伴い上昇する動力費分の負担金収入を計上していましたが、企業局側がずい道点検作業をロボットにて行うこととなったため当市の代替送水が不要となり、結果、当該予定収入が皆減となっております。これらの結果、収入総額は2億8,508万3,000円となり、296万5,000円の減額となっております。続きまして支出ですが、B4の資料を御覧ください。支出の性質ごとにまとめておりますので、主なものについて御説明いたします。まず、人件費につきましては、先ほど上水道事業会計で御説明したとおり、退職給付引当金の年度末所要額算定計算を見直したところ、引当金の取崩し額が増加したことにより退職給付費からの支出額が減額となり、111万1,000円の減額となっております。次に、動力費につきましては、先ほど収入の部で申し上げた西部石油への代替送水に係る動力費を計上していたことによる減少に加え、田辺三菱製薬工場の実使用量の減に伴い使用電力量が大きく減少したことにより大幅な減額補正となりました。また、負担金につきましては、厚東川ダム関連事業の負担金を県企業局に支払うのですが、当初予定の工事の不執行などにより事業費そのものが減額となり、対応する負担金が減少しました。消費税は、控除対象課税仕入れが減少したため、納税額が増えています。ほかはお読み取りく

ださい。決算書35ページの支出の部を御覧ください。支出合計は1段目の工業水道事業費用の欄にあるとおり、2億1,898万4,000円となり、既決予定額から1,558万円の減額となっております。税処理後の損益は補正予算書32ページの損益計算書のとおりです。下から4行目、当年度純利益は6,675万9,000円を予定しております。続きまして、資本的収支について御説明いたします。補正予算書最後のページとなります37ページを御覧ください。収入の部の資本的収入は、当初の予定から変わりなく、病院会計からの貸付金償還金6,600万円のみとなっております。なお、病院局からの償還金は令和3年度をもって終了し、平成19年度に行った貸付け3億5,000万円は完済となります。支出の部につきましては、高天原浄水場における直流電源装置及びITV設備の更新に係る建設改良費を調整し、償還金と合わせて支出総額を2,983万9,000円としております。以上の予算執行による結果が、補正予算書33、34ページの貸借対照表に表れております。34ページ、資本の部の7項(2)の利益剰余金のうち当年度未処分利益剰余金は、注④の表記のとおり現金の裏付けのない利益849万4,000円が含まれております。これを除いた額が内部留保資金となり、金額は7億8,026万1,000円となります。企業債は平成19年度以降借入れを行わず、償還のみを行っておりますので、順調に減少し、期末残高は、3、固定負債(1)、企業債と4、流動負債(1)、企業債の合算となりますが、9,261万4,000円となります。次に、補正予算書29ページのキャッシュ・フロー計算書を御覧ください。下から3行目の資金増加額では、今年度1億137万8,000円の資金が増えますが、これには病院事業会計からの貸付金償還金6,600万円が含まれており、また、未収金・未払金等の影響額もあります。これらを差し引いた実質的な資金の増減額としましては、5,826万5,000円が増加する見込みとなっております。御審議のほど、よろしく御願いいたします。

藤岡修美委員長 執行部の説明が終わりました。ここで委員の質疑を求めます。

ページを追っていきます。23、24ページはよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、27、28ページ、収益的収入及び支出の項で何かありますか。

中島好人委員 収入の関係で雑収入の300万円と10万7,000円は、山口県企業局が要望してほかに回ったので減額になったという説明でしたが、要望の内容はともかく、もしこの事業を行うとなると、山口県の企業局が全額持つのか、それとも市の持ち出しもあるのかお答えください。

原田水道局副局長兼総務課長 もし企業局で点検事業を行われた場合には、西部石油に送水する水量を増量します。増量分に係る動力費、いわゆる電気代については全額企業局が支払う形となっております。

藤岡修美委員長 29、30ページはよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）31、32ページはよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）33ページ、34ページはよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）35、36ページはよろしいですか。

森山喜久委員 田辺三菱製薬株式会社の使用料がすごく減ったという説明でしたが、これは今後も続く見込みなのか教えてください。

伊藤水道局次長兼業務課長 企業といろいろな協議をしています。例年、年度開始前に次年度の給水日量の申込みがあります。田辺三菱製薬工場からは令和4年度分の申込書がまだ出ていないのではっきり言えない状況ですので、令和3年度の水量で予算を計上しております。過去5年間にわたり減量になっておりますので、下がる可能性もゼロではないと思っております。ただ、水利は「分かりました。減量しましょう」というわけにはいきませんので、その辺りは工業水道事業の運営を考えた上で事務所と協議して、最終的にどうするかは決めていく形になろうかと思っております。

藤岡修美委員長 よろしいですか。ほかに、35、36ページはよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）。37ページはよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは資料を含めて全般的に質疑はありませんか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは質疑を打ち切ります。討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。それでは、議案第9号令和3年度山陽小野田市工業用水道事業会計補正予算（第1回）について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

藤岡修美委員長 はい、全員賛成で可決とします。ここで職員入替えのため5分休憩とします。

午前11時15分 休憩

（下水道課職員入室、水道局職員退室）

午前11時20分 再開

藤岡修美委員長 それでは引き続き審査に入ります。議案第10号令和3年度山陽小野田市下水道事業会計補正予算（第3回）について、執行部の説明を求めます。

藤岡下水道課長 それでは、議案第10号令和3年度山陽小野田市下水道事業会計補正予算（第3回）について御説明します。今回の補正は、人事院勧告に伴う人件費の調整及び国の1号補正予算における国庫補助金の追加交付に伴う事業の実施のほか、決算を見込み、調整を行うものです。補正予算書の1ページを御覧ください。まず、第2条の業務の予定量の補正ですが、国庫補助金の当初内示額が当初予算額を下回ったことによる事業費の調整と、国の1号補正による国庫補助金の追加交付に伴う事

業費の増額を含めまして、（４）主要な建設改良事業のうち、^{かんきよ}管渠建設事業を３８６万円、ポンプ場建設事業を４８４万円それぞれ減額、処理場建設事業につきましては６，５７３万円増額し、３億４，７６９万円に改めるものです。次に、第３条の収益的収入及び支出の補正ですが、収入総額である下水道事業収益は、支出の財源となる一般会計負担金を８６万９，０００円減額し、１９億９７０万７，０００円とするものです。支出総額である下水道事業費用につきましても８６万９，０００円を減額し、１８億７，８４７万３，０００円とするものです。この内訳につきましては、人件費の減額が５７万５，０００円、上下水道料金システムのサーバ更新を見送ることとなったため、システム改修負担金の減額が２９万４，０００円となっております。第４条の資本的収入及び支出の補正につきましては、収入総額である資本的収入は、支出の財源となる企業債を２，８３０万円、補助金を３，１０９万円それぞれ増額、出資金を２６７万９，０００円減額し、１４億１，５４０万６，０００円とするものです。支出総額である資本的支出は、建設改良費を５，６７１万１，０００円増額し、２１億９，０８９万７，０００円とするものです。次に、第５条の企業債の補正は、公共下水道事業債の借入限度額を２，８３０万円増額し、改めるものです。第６条は議会の議決を経なければ流用できない経費を人件費の補正に伴い減額補正するものです。予算書３ページ以降は今回の補正予算を反映させた財務諸表等を掲載しておりますので御確認ください。補正内容とそれぞれの金額を一番下に記入しております。冒頭も申しましたが、国の第１号補正予算に伴い、社会資本整備総合交付金のうち防災・安全交付金を配分するため、令和４年度予定事業の前倒しでの実施を要請されたことから、本市としましては、山陽水処理センター改築工事１件を実施することとしたものです。また、今回の補正により一般会計繰入金は３５４万８，０００円の減額となりました。内訳につきましては、人件費の調整によるものが８９万４，０００円、社会資本整備総合交付金の内示額の減による事業費の調整によるものが２３６万円、料金システムのサーバ更新負担金の減によるものが２９万４，０００円です。御審議のほど、よろしく願いいた

します。

藤岡修美委員長 執行部の説明が終わりました。ここで委員の質疑を求めます。

大変資料が分かりやすくまとめてありますので、質問もしやすいと思いますが、ページを追っていきましょう。1ページ、2ページはよろしいですか。

中島好人委員 営業外収益について教えてください。

中村下水道課主査兼管理係長 御質問の内容は営業外収益とはどのような収入かということでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）事業の収入には営業収益と営業外収益があります。今回補正したのが営業外収益ですが、営業収益は営業に伴う収入です。皆様から頂く使用料がほとんど占めております。それから営業収益に属するものとして、雨水処理負担金があります。下水道では一部雨水を処理しているんですが、これは使用料の対象経費となっておりませんので一般会計から繰り入れるようになっており、そちらも営業収益で予算化しております。一方、営業外収益はそれらとは異なる営業外のものと整理しています。例を申しますと、預金利息、他会計の負担金、いわゆる一般会計からの繰入金、それから減価償却費に見合う長期前受金の収益化ということで長期前受金戻入という項目があります。ほかには消費税の還付金、雑収益ということで行政財産の使用料等を営業外収益に含めています。

中島好人委員 予算額が11億2,000万円で、収入に占める割合が大きいですね。今後、各項の内容をもう少し詳しく教えてください。

藤岡修美委員長 それでは、4、5ページで何かありますか。

森山喜久委員 公共下水道建設費について、山陽水処理センターの工事関係は建設事業の増額と理解してよろしいですか。

藤岡下水道課長 そのとおりです。国の補正に伴うものですが、来年度の国の予算は今年度と同程度だが、地方からの要望が増えている状況なので、来年度の予算は内示割れする見込みということで、早く執行できるものについては補正してほしいという要望があり、今回、山陽水処理センターの反応タンク設備の改築工事を実施することとしております。

森山喜久委員 今年度と来年度、継続的にやっていくという理解でよろしいですね。

藤岡下水道課長 そのとおりです。ストックマネジメント計画に基づいて順次更新していくものの一つです。

中村博行委員 関連ですが、今年度は要望額に対してどれぐらい頂けるようになったのですか。

藤岡下水道課長 今年度につきましては資料を持っていないですが、管渠きよの工事については100%の内示額を頂いております。処理場のほうも90数パーセント付いております。しかし、来年度については国の予算に対して地方の要望額が多いので、来年度分を減らせるように、なるべく今年度の補正をしてほしいという要望を県から頂いたところです。

中島好人委員 5ページ、国庫補助金が3,000万円増えて、下水道の建設事業も増えてきているんですが、下水道整備の進捗状況はどのくらいで、それは計画どおりに進められているのかお尋ねします。

藤岡下水道課長 下水道管渠きよの整備につきましては、普及率を毎年0.5%上昇させることを目標としています。最近は大型団地の取組等もやっておりますので、令和2年度末で55.6%という状況です。また、今年度から小野田西集落排水が公共下水道につながりましたので、約2%増え

ております。実質的には公共下水道としては57.6%の普及率となっております。

藤岡修美委員長 6、7ページはよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）
7、8ページはよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）10、11
ページはよろしいですか。

中村博行委員 企業債残高が約158億円ありますが、いつまでにどのぐらい
にしたいという目標はあるんですか。

中村下水道課主査兼管理係長 具体的な目標は設定しておりませんが、企業債
残高は合併前の事業のものがまだ残っている状況です。当時が事業費ベ
ースで30億円とか、40億円とか執行していた状況ですので、それら
の償還が終われば年次的に減っていくとは思っております。現在の事業
費が8億円前後ですので、自然に減っているという状況です。資本費平
準化債につきましても、法適化後は少しずつ借入額が減ってきておりま
すので、年次的には減っておりますが、目標は今のところ設定しており
ません。

藤岡修美委員長 13、14、15、ページはよろしいですか。

中村博行委員 公共下水が行かなくなるという説明会はされたと思うんですけ
ど、その状況を教えてください。

熊川下水道課課長補佐兼計画係長 説明会は11月に行いました。中学校区単
位の公民館、6会場で開催しました。参加数は合計で8人でした。説明
会での主な意見としては、「人口減少が見込まれる中、浄化槽への転換
はやむを得ない」ということがあり、説明の内容について一定の理解は
頂けたと思っております。それから「合併浄化槽の維持管理の把握方法
をどうするのか」、「維持管理費用への手当はないのか」、「老朽化施

設の改築を行いながら今後新設事業費が賄えていくのか」、「将来的に下水道が整備されると聞いていたが残念だ」、「今後、高齢化していく中で側溝の清掃が維持していけるかが不安である」という御意見を頂きました。

藤岡修美委員長 ほかにはよろしいでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは質疑を打ち切ります。討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。それでは議案第10号令和3年度山陽小野田市下水道事業会計補正予算第3回について賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

藤岡修美委員長 全員賛成ということで可決します。ここで午後1時まで休憩します。

午前11時40分 休憩

午後1時 再開

藤岡修美委員長 それでは、ただいまから産業建設常任委員会を再開します。請願第1号鉱害被害者救済に関する意見書の提出を求める請願書についての審査です。本日は、紹介議員として福田勝政議員と宮本政志議員の出席を得ております。また、参考人として伊藤幸治様の出席を得ております。それでは委員会を代表しまして参考人に御挨拶を申し上げます。本日は大変お忙しい中にもかかわらず本委員会に出席を賜り、ありがとうございます。委員会を代表して心からお礼を申し上げますとともに、本日は忌たんのない御意見を述べていただきますよう、よろしく願いいたします。また、委員会の内容はインターネットで放送されておりますので、個人情報についての発言は控えていただきたいと思います。まず、参考人から御説明いただき、その後に質疑を行います。また、参考人に

おかれましては、委員長の許可を得てから発言いただきますようお願いいたします。発言の内容は問題の範囲を超えないようにしていただきたいと思っております。また、参考人は、委員に対して質疑ができないこととなっておりますので、御了承ください。それでは紹介議員からよろしくようお願いいたします。

宮本政志紹介議員 請願書の要旨の下から3行目、「鉱害に対して、市民に犠牲を強いることなく、被害を救済する措置を求めるように地方自治法第99条の規定により、関係行政庁へ意見書を提出することを請願します。」と要旨が書かれております。意見書を提出することをお決めいただきたいと思っておりますので、本日はよろしくようお願いいたします。

藤岡修美委員長 福田議員はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）では、伊藤様、よろしくようお願いいたします。

伊藤幸治参考人 山陽小野田市有帆に住んでいる伊藤と申します。本日はお忙しい中ありがとうございます。それでは、鉱害被害者救済に関する意見書の提出を求める請願書とその背景について、用意した資料を用いて御説明します。要旨を簡単に言います。山陽小野田市は昔から炭鉱の町として栄えてきました。市内の地下にはいまだに多くの坑道が存在し、浅所陥没などの鉱害の被害が市内各所で発生しています。浅所陥没等の鉱害復旧については、有資力鉱区については賠償義務者が対応し、無資力鉱区については山口県では山口県採石協会が対応しています。しかし、その被害状況によっては公害とは認められず、被害の補償もなく、市民が犠牲を強いられている状況も発生していますということになります。それでは、資料で御説明します。まず、1、2ページに家屋自体の写真を載せています。御覧のように、北側、道路を建設している側が沈んでいるということが一目で分かると思っております。また、手前側の家屋に比べて家屋が非常に傾いているのが一目で分かると思っております。この家屋の傾斜の要因ですが、三つ考えられます。一つ目は家屋そのものの問題、二

つ目はボーリング調査で分かった敷地内の^{ふるとう}古洞の問題、三つ目は2014年から始まった家屋近くにある道路工事の問題です。3ページは敷地内のボーリング調査の結果です。これは2019年の6月に宇部興産コンサルタントによりボーリング調査が行われています。これは私たちが家の中で傾斜を感じるという申出に対して、宇部興産コンサルタントが実施した結果です。特に白抜きのところで分かると思いますが、私たちの家屋の敷地下には^{ふるとう}古洞が2層にわたって存在していることが分かっています。それも4メートル、8メートルぐらいと、10メートル以内に2層にわたって存在していることが分かります。4ページを御覧ください。^{ふるとう}古洞は浅いほうを^{ふるとう}古洞1、深いほうを^{ふるとう}古洞2とします。右側で示している構内伸縮計、沈んだかどうかを測れる装置ですが、宇部興産コンサルタントが設置しています。^{ふるとう}古洞2については沈下が起こっていないというデータが取られています。対して^{ふるとう}古洞1は2019年6月から2020年3月までに10か月で10センチメートル沈下しているという情報が得られています。また、これには特徴があって、降雨量が多いと沈下は少なく、降雨量が少ないと沈下するという関係が分かっています。次に5ページです。どのような時期に、どのくらい家屋が傾斜したかを示しています。先ほどの3要素がどのように存在したかについて、まず簡単に説明します。家屋自体は2004年に新築しました。青色で示しています。次に^{ふるとう}古洞は2004年より以前から現在まで存在しています。オレンジ色で示しています。次に県道の工事ですが、これは2014年から行われています。緑色で示しています。次に御覧いただきたいのは黄色の位置です。家屋の傾斜は、2021年に最大で2.7度でした。黄色の位置に点線で示していますが、これは2004年から2021年の間に傾斜が2.7度まで平均的に沈下したと仮定した線を示しています。つまり、この点線通りに傾斜が起こった場合には、家屋の傾斜が起こった要因は、^{ふるとう}古洞でも道路工事ではなく、家屋が原因だと考えられます。しかし、実際には道路工事前に宇部土木建築事務所による事前調査を行いました。赤い星印1で示すように、2013年12月までは0.3度であるということが分かっています。次に、我々が傾斜を感じて、

約1度傾斜したのは2014年です。ここまでの間で大きな家屋の沈下はないということが分かっています。ところが5年後、星2から星3に掛けて、この間に急激に家屋の傾斜が進んでいます。5年間で0.7度の傾斜が進んでいます。この間は、家屋付近の道路の工事が行われた期間です。道路工事を行った期間については、赤枠で示しています。また、この側道の工事の開始日に、家屋にその日に新たなクラックが発生したことを私たちは撮影して、メモしています。2022年に傾斜は最大3度まで達しています。次に6ページに行きます。これは、家屋の1階の部屋で、東西南北にどのくらい傾斜があるかを示しています。色分けは三つです。これはどのホームページでも分かることですが、誰もが傾斜を感じると言われるのは0.6度です。健康被害が発生してしまうと言われているのは1度です。この図では1.5度以上の場所は赤色で表示しています。傾斜に問題なく住めるのは東西、南北二つの方向に、ともに0.6度以下でなければなりません。つまり、数字がともに黒文字である箇所です。しかし、残念ながら2020年の時点で黒文字箇所は1階にはありません。それゆえに、2019年に私たち家族は何の補償もないまま会社の社宅へ転居を余儀なくさせられました。現在まで2年半近くになりますが、転居したままです。家の沈下はいまだに少しずつ進行しています。7枚目に行きます。私たちの家屋がどのように建築されたかについて画像で示しています。2004年に1級建築技師の免許を持っている私の叔父が建設しました。叔父が建てる家は、甥の家であるということから、非常に入念に建てられています。①にあるように、地盤には土地改良材も施工済みです。②にあるように、全てベタ基礎であって、鉄線のピッチも全て二重で頑丈に造られています。③、④に示すように筋交いについても、一般的な斜めのみではなく、全てクロス状になっています。そのため、採石協会が特定鉱害の基準としている地表面の陥没が絶対に起こらない構造です。8ページ目に行きます。なお、この家屋の傾斜により、固定資産税の評価申請をしました。これは2021年に山陽小野田市に提出しています。余り前例がないようなケースだったんですが、市税務課が非常に丁寧に調べられ、通知では経年減点補

正率は0.400であったのが、家屋の損耗補正率という形で計算されて0.236ということになっています。本日追加した資料について説明させていただきます。まず、宇部土木建築事務所は「採石協会が問題である。古洞^{ふるとう}の崩壊によって地盤沈下が発生している」と主張しています。山口県採石協会は、先ほども言いましたとおり、山口県独自の基準なんです。が、「地表面に陥没があることが前提である。他県にあるような浅所陥没の文言は山口県にはない。現時点で家屋の地表面に穴が認められない」。しかし、一方で採石協会は、「家屋の建築構造上、穴は空かないと思われる」ともコメントもしています。請願書に戻ります。右側ですが、傾斜異常による転居から2年以上経過しましたが、山口県採石協会は道路工事が原因であると言い、県道新設の工事を行っている宇部土木事務所は古洞^{ふるとう}とその崩壊が原因であると言い、責任のなすり付け合いをするだけで、補償に関する話は全く進んでいません。私たち家族は、有帆中村地区に三代続けて住んでおり、これからも住み続けたい、一刻も早く自宅に帰りたいと思っています。しかし、現状では自宅建物の補償のめどが全く立たず、建物の異状も次々に増えています。加えて、両親も80歳を超え、私たち家族5人も含め、疲労とストレスによる精神的苦痛で、もう限界です。自宅を建ててから10年以上何事もなく、幸せに暮らしていた普通の生活がこのようなことで崩れなければならないんでしょか。どうして国、山口県、山陽小野田市は助けてくれないのでしょうか。どうして誰も補償してくれないんですか。どうして私たちのような一般市民がこれだけの犠牲を強いられ、苦しめられるのでしょうか。私たちにとって山陽小野田市議会が最後の希望です。もし、私たちの話に一人でも耳を傾けてくださる方がいらっしゃれば、一度自宅建物を御覧になって、私たち家族のことを考えてください。どうぞ、私たち家族をお救いください。よろしくお願いします。これが趣旨です。ありがとうございました。

藤岡修美委員長 伊藤様ありがとうございました。ここで委員からの質疑を求めます。2月25日に現地確認もしておりますので、その辺りも踏まえ

て質疑してください。

矢田松夫委員 産業建設常任委員はこれ以上言うことはないので、恐らく意見が出ないと思うんです。非常に厳しいのは「そのとおりだ」という気持ちですが、これだけは言っておきたいということがありますか。

伊藤幸治参考人 先ほど家屋が傾斜した要因を三つ言いました。古洞側と道路側は互いに「そちらの責任でしょう」となっています。もう一つ考えられるのは家屋の問題なんですが、家屋については、家屋以外のところでも同じように沈下が認められています。先日、視察されたときにも分かると思いますが、家屋は北側に向かって傾斜が起きている。そして、北側の田んぼについては、昨年より田んぼ自体が沈下していて、御覧になったと思いますが、10メートルにわたって土のうを積まないで田んぼの水が出るということになっています。それが北側です。南側も休耕田となっているために穴は埋められていませんが、2か所にわたって陥没が起きています。つまり、家の問題ではなくて、周囲の南側と北側も落ちている。だから、その周囲において古洞の崩壊が起きていると考えています。あとは先ほどの説明のとおりであって、限りなく家屋の要因は少ないと考えています。

矢田松夫委員 被害があった場合は、該当する家屋に住む人は山陽小野田市に連絡することになっていますが、これについて説明してください。

伊藤幸治参考人 傾斜が起きているので、2019年7月に採石協会が見に来られています。しかし、そのときの傾斜は今ほどではありませんでした。採石協会の鉱害認定を決める基準は三つあると言われていて、床の傾斜、柱の傾斜、これが2か所以上基準をクリアしていること。もう一つは地表面に陥没が認められていること、つまり浅所陥没があることです。非常に変わっているのは、他県、例えば佐賀県や福岡県では「浅所陥没等」と「等」という文言があります。残念ながら、山口県には

「浅所陥没等」とはなっておらず、「浅所陥没」となっています。そのため、採石協会は、昨年度も来ていただいたんですが、床や柱の傾斜も明らかに基準はクリアしていて、異状ということは分かっています。ただ、最後の地表面に陥没が起きることがないために認めないとなっています。また、近くで道路建設が行われています。そのため、古洞^{ふるとう}による原因と確定できないために認めるつもりはないという話も聞こえてきています。現状は、以上です。

矢田松夫委員 採石協会の主な仕事の中に「必要に応じて中国経済産業局と県と市で合同調査を行います」とありますが、市は現地に行ったのか教えてください。

伊藤幸治参考人 市も中国経済産業省も来ています。しかし、中国経済産業局は山口県採石協会に委ねるとなっています。その結果、陥没が起こっていないために認定はできないという結果になっています。

中島好人委員 家の建設の際にボーリング調査はされたんですか。

伊藤幸治参考人 私たちが家を建てるときには、裏に道路ができることは知りませんでした。私たちの家はもともと田んぼです。田んぼを宅地転用して建てています。しかも、田んぼの軟らかい部分は全てかけて、1.5メートルの盛土をして、地盤も強力に固めています。叔父が建てるということもありまして、ボーリング調査まではしていません。しかし、10年間、家屋の傾斜として問題がないということから、古洞^{ふるとう}も道路工事もなければ、家屋に何も起こってないと考えています。また、10年間、道路工事の前に傾斜は起こっていませんので、個人的な考えですけども、道路が引き金となって古洞^{ふるとう}の崩壊が起きたというふうに自分は考えています。また、データもそのような感じに見えると思います。

矢田松夫委員 結局、お互いが責任の押し付け合いをしている。特に、10年

以上にわたり、県道の工事が止まっているんです。（「10年以上は行かない」と呼ぶ者あり）10年近く工事が止まっている理由について、何か情報はありますか。

伊藤幸治参考人 正確に言うと、工事が止まったのは、私たちが傾斜を申し出た2019年6月からです。推測が入りますが、止まっている理由は2ページ目の新たな県道のところ、右側半分がコンクリート舗装になっていますが、左側半分が土の状態のままの画像があります。数年間このままの状態です。予想としては、この地区は炭鉱跡が非常に多いので、この道路の下にも至る所でグラウト注入が行われたと宇部土木建築事務所から聞いています。右側は昔で言う旧船木鉄道のラインですので、船木鉄道の近くには古洞^{ふるとう}を掘りにくい。だから、コンクリートの舗装が早期からできた。それに対して左側は古洞跡^{ふるとう}がたくさんあることが分かっていて、そこにグラウトを注入しました。コンクリート舗装しても大丈夫なくらいまでは舗装ができなかったというのが正しいんじゃないかと考えます。家屋前がコンクリートと未舗装の間になっていて、大型ダンパーが中村自治会側からどんどん入ってくると、段差のところですごく振動を受けます。そちらも私たちは道路工事の関係機関に訴えたんですが、何度言っても改善されませんでした。

宮本政志紹介議員 確かに2019年5月から現在に至るまで道路工事は中断された状態です。周辺の家と比較して、請願者の自宅が傾いているのは明白ですから、工事中断の原因が請願者にあるんじゃないかという風評被害も請願者の耳には入っております。こういったことから、請願者は宇部土木建築事務所に対して、道路工事を進めるように、また、道路工事の中断原因を地区に説明するよう要請しておられます。しかし、いまだに道路工事は再開されませんし、その予定もありません。そして、地区に対する説明もないのが現状です。

中島好人委員 請願の要旨に「山陽小野田市は助けてくれない」とありますが、

これまでの経緯など、山陽小野田市が助けてくれなかった点を教えてください。

伊藤幸治参考人 これまで山陽小野田市役所内の2か所に行っています。一つ目は固定資産税の減額関係で税務課に行きました。こちらは本当に真摯に対応していただき、資料の結果になっています。もう一つは農林水産課です。農林水産課は山口県採石協会小野田分室の窓口となっています。そちらも真摯に対応してくださっていることは間違いないです。しかし、山口県採石協会の決定については、先ほど述べたように、三つの要素のうちの地表面の陥没がない、だから何もできないとなります。窓口となっている農林水産課ではそれ以上はどうしようもないという現状です。

福田勝政紹介議員 地表面に穴があれば、採石協会も認めるというんですけど、ベタ基礎があるんで、その下に穴があっても地表面には出てこないんです。しかし、その下を調べれば穴があるのが分かると思います。また、宇部土木建築事務所になぜ道路が開通しないかと聞いても「予算がない」と言われます。とにかく規則や法令に従って仕事をしているから、何も責任がないというんです。

伊藤幸治参考人 道路工事の基準で問題なかったということについて、私の考えを述べたいと思います。確かに宇部土木建築事務所は振動を測定して、基準内の振動と言われています。しかし、それを測定しているのは、家屋近くの側道の工事をした最終日です。要は、ロードローラーが最後に道を平たんにするという作業の日に振動を測定しています。道路の振動を測定するのであれば、一番振動が起こりやすい路盤の工事をするときに測定する必要があるんですが、残念ながら、その振動は取っていないというコメントを頂いています。御存じのように、道路のロードローラーで熱をかける作業に振動は起こるはずはありません。

森山喜久委員 今言われたのは、今日配られた資料中、工事後に家屋をチェッ

クして、クラックを発見したということ、要は路盤工事とか震度がひどいときにそういうふう影響があったんだということの確認ということによろしいでしょうか。

伊藤幸治参考人 そのとおりです。遠くて見えないと思いますけれども、この手帳は私の父がメモしているものです。毎日、息子の家のために外壁などを全て見て回っています。4月6日、工事を初めて行って、石を引き締めてたたくような作業があったと思うんですが、そのときには近くで物すごい振動を感じました。こちら側も御覧になれば分かるんですけど、ほぼ1ページにわたって、外壁に何が出た、ブロックにどういう隙間が開いたと確実に書いています。後で手帳を見てもらえれば分かると思います。非常に細かい性格なので。だから、工事の日にクラックが出たということを証明できます。

森山喜久委員 実際、私たちも現地で、クラックがあった、隙間が開いたなどのメモされている内容を十分に確認させていただきました。実際、私たちも家の中に上がった途端に気分が悪くなりました。山口県採石協会や宇部土木建築事務所の職員は自宅に上がられたんですか。現地を確認していただけましたか。

伊藤幸治参考人 何度か来ていただいて、確認されています。来られた方が一言目に言われるのが、「想像以上の傾斜です」ということです。先週は現地視察をしてくださり、ありがとうございました。お分かりと思いますが、一歩歩くと傾いていることが分かります。私たちからすれば、一番やすらげる場であるはずの家がずっと傾いたままなんです。2年間、私たちは盆も正月も家に帰ることができません。皆様から「これはひどい」、「どうしてこれが直せないのか」と言われるんですが、二つの機関がお互いに「自分のところの責任ではない」、「基準内です」、「陥没は起きていません」と言われます。一方で、「陥没が起こるはずがないでしょう」、「工事の振動はその日に計るのでは駄目でしょう」と分

かっていますが、なかなか話は進まない状況です。

中村博行委員 委員は皆同じ気持ちだと思います。家の中に入れていただいて、身をもって体験しました。客観的にひどいことになっていて、いろいろ動かれて、いろいろなところに申入れをされていると思います。しかし、らちが明かないということで裁判はお考えになったんですか。

伊藤幸治参考人 裁判も一つの方法だと念頭には置いています。ただ、両親は高齢です。子供たちは高校生以上が3人いるんですが、就職したら家には帰ってこないこともあり得ます。ここまで原因がほぼこの二者だと分かっているんです。誰に聞いてもそう言われます。裁判まで行かずに、私たち個人では無理だったので、市議会、山口県、国に一刻も早くこの状況を改善してほしいので訴えています。裁判も視野には入れています。ただし、時間が掛かる。私は普通の会社員なので、なかなか不慣れです。ここまで原因が分かっているので、早く直してくださいというのが現状です。少なくとも、傾斜がなくなれば私たちは住めます。クラックが入っているのも分かっています。でも、そこまでどうこう言う気はないですが、傾斜が直らない限りは住めません。できるだけ早くお願いしますということもあり、山陽小野田市議会に請願書として提出しています。よろしくお願いします。

藤岡修美委員長 確認ですが、請願書の趣旨に関係行政庁へ意見書を提出するとあります。この関係行政庁とは、山口県採石協会と山口県宇部土木建築事務所よろしいのですか。また、こういった内容の意見書の提出を求められているのか。それとも、具体的に決まった意見書を求めておられるのか、伊藤さんのお考えがあれば、お願いしたいと思います。

伊藤幸治参考人 山口県採石協会、宇部土木建築事務所、市、県、そして経済産業省の意見を是非お聞かせいただきたいと考えています。

福田勝政紹介議員 以前、鉱害について法律があったんです。しかし、国はもう面倒を見ないということで、この法律は廃止されました。ところが、地表面に穴が空きますね。浅所陥没があちこちに出るんです。そのため、経済産業省は山口県採石協会を指定したんです。採石協会は、資力が無い、あるいは誰が掘ったか分からないようなところを支援するんです。ただ、今回は請願者宅の地表面に穴がない。だから、関係ないんだ。家の下に古洞^{ふるとう}が2本あるが、それは、宇部土木建築事務所が道路を造ったから振動で崩落したんだと言って、いたちごっこです。去年5月か6月かに再調査するということでしたが、その後何も進展がないんです。

藤岡修美委員長 具体的にどこまでを意見書で求めるかについて、伊藤様の説明では、何とか住めるように、普通に暮らしていけるようにというお話もありましたけども、再調査なのか、それとも住めるように家屋の復旧までを求める意見書なのか、その辺りの考えがあればお願いします。

宮本政志紹介議員 きめ細かく伊藤さんのほうに聞かれなくても、請願の要旨に、「被害を救済する措置を求めるように」と書いています。被害を救済する措置を求めるための意見書になると思います。

藤岡修美委員長 この要旨に書いてある中身の意見書でいいということですか。

伊藤幸治参考人 そのとおりです。

藤岡修美委員長 ほかに質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは鉱害被害者救済に関する意見書の提出を求める請願書の審査を終わります。伊藤様につきましては、大変お忙しい中、本委員会に出席いただきまして、また丁寧な資料も踏まえた上での説明ありがとうございました。今後の審査に生かしてまいりたいと思います。本日は誠にありがとうございました。

伊藤幸治参考人 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

藤岡修美委員長 では休憩します。次は2時からにします。

午後1時50分 休憩

午後2時 再開

藤岡修美委員長 それでは、シルバー人材センターに対する支援（インボイス制度の取扱い）について意見書の提出を求める陳情書についての審査を行います。本日は参考人として、公益社団法人山陽小野田市シルバー人材センター理事長でいらっしゃる藤本賢揮氏及び同事務局事務局長でいらっしゃる藤村安彦氏の出席を得ております。それでは委員会を代表いたしまして、参考人に御挨拶を申し上げます。本日は大変お忙しい中にもかかわらず、本委員会に出席を賜り、ありがとうございます。委員会を代表して、心からお礼を申し上げますとともに、本日は忌たんのない御意見を述べていただきますよう、よろしくお願いいたします。また委員会の内容はインターネットで放送されておりますので、個人情報についての発言は控えてください。まず、参考人から御説明いただき、その後に質疑を行います。なお、参考人におかれましては、委員長の許可を得てから発言されますようお願いいたします。発言の内容は問題の範囲を超えないようにしてください。また、参考人は委員に対して質疑することができないこととなっておりますので、御了承ください。それでは、よろしくお願いいたします。

藤本賢揮参考人 本日は、シルバー人材センターに対する支援について意見の提出を求める陳情書ということで、理事長の藤本と事務局長の藤村が御説明させていただきます。委員の皆様方におかれましては御多用にもかかわらず、貴重な時間を頂き、誠にありがとうございます。さて、シルバー人材センターは、高年齢者が働くことを通じて生きがいを得るととも

に、地域社会の活性化に貢献する組織です。高齢化の時代の中で、元気で働く高年齢者が多数存在することは、地域にとって貴重な財産です。しかし、国が進める令和5年10月から実施されようとしている適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス方式においては消費税に関わる仕入控除が認められなくなり、シルバー人材センター事業に及ぼす影響が大きく、その存続が難しくなろうとしております。そこで、国に対する具体的な陳情として、全国シルバー人材センター事業協会の呼び掛けにより、都道府県、市町村のシルバー人材センターがそれぞれの議会に対し、国に対する意見書の提出を求める陳情書を採択されるよう要望するものです。詳細説明につきましては、お手元のインボイス制度の概要に基づいて事務局長が行いますので、よろしくお願ひ申し上げます。

藤村安彦参考人 本日は御多用中にもかかわらず、貴重なお時間を頂き、誠にありがとうございます。本日の陳情の趣旨は、既に理事長からも申し上げましたが、インボイス制度の取扱いについてシルバー人材センターに対する御支援をお願いするものでございます。それでは、御説明します。お手元の資料のインボイス制度の概要の1ページ、消費税の基本的な仕組みを御覧ください。御承知のとおり、消費税の負担者は最終的に商品を購入し、又はサービスの提供を受ける消費者ですが、これら商品等の取引が行われる各段階における事業者が消費税額を申告、納付するものです。1ページの図は、事業者が課税売上げに係る消費税額200万円から課税仕入れ等に係る消費税額150万円を差し引いた消費税額50万円を納付すべきことを表していますが、実際の取引では、商品等が消費者に届くまでに生産製造事業者から卸売事業者、卸売事業者から小売事業者というような取引が何段階にもわたって行われますので、この図はそれらの取引の中の一取引を表わしているとも言えます。まず、図の左部分は、事業者が販売先事業者又は消費者に商品等2,200万円を売り、売上げ2,000万円と消費税200万円を受領したということを表しています。次に、図の中央は事業者がその商品を仕入れるために1,650万円を払って、その内訳については1,500万円の商品等

代金と消費税150万円を仕入れ事業者に支払ったということを表しています。したがって、事業者が納付すべき消費税額は、売上げのときに預かった消費税額200万円から仕入れのときに支払った消費税額150万円を差し引く仕入れ税額控除を行った結果の50万円となり、図の右側部分となります。次に資料の2ページ、適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス制度とはを御覧ください。令和5年10月からは消費税の仕入れ税額控除の方式として、適格請求書等保存方式が導入されます。適格請求書とは、売手が買手に対して正確な適用税率や消費税額を伝えるための手段で、登録番号や消費税額などの一定の事項が記載された請求書や納品書、その他これらに類するもので資料3ページの仕入れ税額控除の要件の図の右側部分に例示されている適格請求書です。インボイス制度の下では、税務署長に申請して、登録を受けた課税事業者、つまり適格請求書発行事業者が交付する適格請求書を介在した取引のみが仕入れ税額控除の対象となり、その適用を受けるためには適格請求書の保存や一定事項が記載された帳簿の保存が必要です。次に、資料4ページ、シルバー人材センターにおけるインボイス制度を御覧ください。適格請求書を発行するためには、適格請求書発行事業者の登録申請が必要ですが、前述のとおり課税事業者のみがなれるのであって、ほとんどのシルバー人材センター会員は年間課税売上額1,000万円以下の小規模事業者で消費税納税が免除される免税事業者ですので、適格請求書発行事業者とはなれない、あるいはならないということになります。シルバー人材センターが受け取る発注者様からの請負代金は、会員の就業に対する受取配分金と事務費からなっていますが、この受取配分金に係る消費税額は、就業した会員に支払われる支払配分金に含まれています。つまり、受取配分金イコール支払配分金というふうになっていますので、現在は仕入れ税額控除ができますが、令和5年10月以降は会員が免税事業者であるために適格請求書の交付を受けることができず、仕入れ税額控除ができないので支払配分金に係る消費税額をシルバー人材センターが納付しなければならなくなります。このことは、資料の5ページのセンターが負担することとなる消費税額に記載のとおりです。ちなみに、

令和5年10月のインボイス制度導入から6年間は経過措置として、令和5年10月から令和8年9月までは80%、令和8年10月から令和11年9月までは50%の段階的な仕入れ税額控除が認められますが、令和11年10月以後は、仕入れ税額控除が認められず、支払配分金に係る消費税額を納付しなければならなくなります。令和2年度の当センターの実績を例に挙げますと、支払配分金は約1億5,334万円で、この場合に納付する消費税額は約1,394万円となります。次に、資料の6ページ、シルバー人材センターにおけるインボイス制度の問題点を御覧ください。ここに記載のとおりですが、まず1段目、一般の取引では取引相手を課税事業者、つまり、適格請求書発行事業者に限ることも可能ですが、シルバー人材センターの請負事業は会員としか取引ができません。次に2段目、シルバー人材センターは公益法人であるため収支相償が原則であり、剰余金等の新たな税負担のための財源がありません。次に3段目、税負担を賄う財源を確保するために請負金額を値上げすることも考えられますが、その場合、受注が減少するおそれがあります。また、逆に4段目のように、会員の配分金を引き下げて、税負担を賄う財源を確保することも考えられますが、会員のやる気をそぐとともに退会者が増加するおそれもあります。次に資料の7ページ、安定的な事業運営が可能となる措置についてを御覧ください。前述のとおり、シルバー人材センターにとってインボイス制度がそのまま適用されると、シルバー事業そのものの存続の危機となります。御承知のとおり、シルバー人材センターは高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき設立された公的団体であり、地域の日常生活に密着した就業機会を提供することなどにより高齢者の社会参加を促進し高齢者の生きがいの充実、健康の保持増進、ひいては地域社会の活性化、医療費や介護費用の削減などに貢献しています。また、人生100年時代にあって、シルバー人材センターの役割がますます重要になっていくものと考えます。加えて、免税事業者である会員には消費税を受け取る権利が認められていますので、少額の収入しかないシルバー人材センター会員の手取り額が減少することなく、引き続きシルバー事業の安定的な運営が可能となる措置を

要望いたします。現在、全国シルバー人材センター事業協会及び各県連合会各センターにおいて、シルバー人材センター会員に支払う配分金に対し、特例として仕入れ税額控除を認めていただけるよう国に働き掛けを行っているところであり、全国では既に幾つかの議会から意見書の提出がなされています。この度、本議会におかれましても、別紙シルバー人材センターに対する支援を求める意見書案の提出につき御審議を賜りますよう、重ねてお願いを申し上げます。

藤岡修美委員長 かなり詳しい説明がありました。ここで委員からの質疑を求めます。

中村博行委員 会員の状況を教えてください。

藤村安彦参考人 現在、会員は約430人です。正確な数字は記憶していませんが、全国的に見て、平均的な会員の受取配分金は月3万5,000円弱だと思います。

恒松恵子委員 会員への配分金は全国一律ですか。近年で配分金の変動があるか御存じでしたら教えてください。

藤村安彦参考人 配分金は賃金ではありません。シルバー人材センターの請負業務は、請け負った仕事を完成させることによって幾らの報酬ということになります。時間単価で幾らというのがないので、それぞれの仕事で違うと思います。そうは言いましても、配分金の基本的な考えは1時間当たりの仕事をした場合に幾らになるかということも考えております。最低賃金を目安としており、仮に1時間当たりの仕事に直したとしても最低賃金を下回らない程度に設定しています。

中島好人委員 5ページにインボイス導入後とありましたが、その辺の説明が少なかったと感じました。負担増について、もう少し説明してください。

藤村安彦参考人 議員がおっしゃった5ページの下の部分なんですけれども、
現行、配分金1億1,000万円当たりということで、消費税額は1,000万円になります。会員への支払配分金の中にこの消費税額1,000万円が含まれています。現行では、これは配分金に含まれているので、私どもはお客様から預かった消費税1,000万円をそのまま会員に1,000万円支払っていますので、仕入税額控除ができて、現行はこの配分金に係る消費税は納めていないです。令和5年10月からインボイス制度がそのままシルバー人材センターに適用されるとしたら、お客様から預かった1,000万円の消費税を仕入れ税額控除するためには会員からインボイスを頂かないといけないんですが、会員は免税事業者です。会員が課税業者になってインボイス発行業者になるということになれば別ですが、そうでない限りは仕入税額控除ができません。そうすると、お客様から預かった消費税1,000万円を会員に支払っても仕入控除ができないので、シルバー人材センターがその1,000万円を負担することとなるということです。

恒松恵子委員 インボイス制度がこのままだった場合、消費税1,000万円については会員から頂くのか、それともシルバー人材センターが負担するのでしょうか。会員の理解を得るのかなどのお考えは全くないと考えていいですか。

藤村安彦参考人 議員のおっしゃるとおり、方法は三つしかないと思います。発注者に更に負担をお願いするか、シルバー人材センターがかぶるか、会員にかぶってもらって、配分金を下げるかの三つしかないということです。ただ、先ほどお客様から頂く分については配分金と事務費をシルバー人材センターも頂いていると申し上げたと思うんですけれども、その事務費というのが、一部例外はあるんですけど、配分金の10%になっています。ということは、シルバー人材センターがかぶれば、事務費10%が全て飛んでしまうということで、職員の人件費や法人を運営す

る費用などが一切なくなるので、もうシルバー人材センターとしては運営できないという事態になります。最終的にはお客様に負担をお願いするか、会員に負担をお願いするか、その折衷案で会員とお客様に半分ずつ負担をお願いするかという方法しかないと考えています。

矢田松夫委員 3ページの資料ですけど、事務は誰がするんですか。仕事が増えるということですね。

藤村安彦参考人 売手が買手にこれを出すということになるんです。適格請求書がないと、買手は仕入税額控除ができない。事務が増えるということにはなろうかと思えます。今でも軽減税率制ができた令和元年からこの区分記載請求書を保存することが義務づけられており、更に今度はインボイスの登録業者であることを示すインボイス登録番号などその辺りの仕事が増えるということになります。

藤岡修美委員長 収支相償が理由として上がっていますが、その辺りの説明をお願いしたいと思います。

藤村安彦参考人 シルバー人材センターは公益法人なので収支相償ということをお説明したとおりなんですが、公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律があり、設立当初からシルバー人材センターは社団法人でしたが、平成26年に公益社団法人になっております。公益社団法人に認定されるためには、その法律の第5条に公益認定基準というのがあり、公益認定基準が規定されている第5条第6号を読み上げますと、「その行う公益目的事業について、当該公益目的事業に係る収入がその実施に要する適正な費用を償う額を超えないと見込まれるものであること。」となっています。収入は支出を賄うに足る、要は、収入と支出はイコールでないと公益法人として認められないというものがありますので、ここが収支相償ということになるだろうと思えます。

藤岡修美委員長 確認ですが、当該年度で利益を上げることができない。また、次年度に繰り越すこともできないと理解していいですか。

藤村安彦参考人 原則として一会計年度で収支がイコールということなんですが、現実にはなかなかそういうことができません。やはり赤字を出したくないということもあり、結果には黒字が少し出るような形に持っていくます。余剰金は当該年度から3年度以内に解消すれば、収支相償違反ではないと言われています。

藤岡修美委員長 ありがとうございました。ほかに質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）質疑なしと認めます。それでは、参考人として御出席いただきました山陽小野田市シルバー人材センター理事長の藤本賢揮様と同事務局長藤村安彦様におかれましては、大変お忙しい中御出席して、御説明していただき誠にありがとうございます。大変詳しい資料も頂きましたので、今後の委員会審査に生かしたいと思えます。本日は誠にありがとうございました。以上で産業建設常任委員会を終わります。

午後2時25分 散会

令和4年（2022年）2月28日

産業建設常任委員長 藤岡修美